

「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」等に関する意見  
（1 枚につき 1 つの意見を記載してください。）

複数意見の場合（ 1 枚目 / 8 枚中）

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>第 4 の 1(1)に係る指針の解説案</p> <p>・人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することが妨げられるものではないが、人事部門に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意する必要がある。</p> <p>・意見の内容</p> <p>「人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することが妨げられるものではない」のみとし、以下は削除していただきたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>人事部門に各種ハラスメントの情報受付窓口・調査担当を置いている事業者が多くあり、同様に守秘義務を負っている。原案の記載内容では、人事部門に公益通報受付窓口を置くことを躊躇する事業者が現れる恐れがあり、事業者による選択が狭められる懸念があると考えるため。</p>

氏 名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職 業	
住 所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電 話 番 号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>第 4 の 1(4)に係る指針の解説案</p> <p>・いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることについては、顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意する必要がある。</p> <p>民間事業者向けガイドライン（以下、「民間 G L」という。）</p> <p>Ⅱ. 内部通報制度の整備・運用</p> <p>1. 内部通報制度の整備</p> <p>（3）利益相反関係の排除</p> <p>○ また、通報の受付や事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所や民間の専門機関等の起用は避けることが必要である。</p> <p>・意見の内容</p> <p>解説案の記載を、「いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることが妨げられるものではないが、中立性・公正性を確保すること及び利益相反が生じないようにする措置を確保する必要がある。」という文言に修正していただきたい。</p> <p>民間 G L における記載については、削除していただきたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>原案の記載内容では、外部に公益通報受付窓口を置くことに事業者が躊躇し、事業者による選択が狭められる懸念があるため。通報受付を外部委託したとしても、通報者の秘密が守られ、公益通報窓口としての公正性・中立性の確保、利益相反防止措置がなされていて、必要に応じて、そのような措置がとられていることを労働者等に周知すれば十分であり、通報者が通報を躊躇する心配が払拭されるものと考えられる。</p>	

氏 名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職 業	
住 所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電 話 番 号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>第 4 の 3(1) 労働者及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置</p> <p>イ 法及び内部公益通報対応体制について、労働者及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。</p> <p>上記に係る指針の解説案</p> <p>・退職者に対する教育・周知の方法として、在職中に、退職後も公益通報ができることを教育・周知すること等が考えられる。</p> <p>・意見の内容</p> <p>① 「退職者」の記載について、「退職予定者」に修正していただきたい。</p> <p>② 指針の解説において、退職後の公益通報が法的に保護されるのは、退職後 1 年以内であることを明確に記載していただきたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>① 本項目の趣旨から、退職日より前に教育・周知する必要があるため。</p> <p>② 指針の解説においては、改正法の趣旨を正しく事業者に周知するとともに、法的に保護される期間に関して退職する者へ正しく周知する必要があると考えるため。</p>	

氏 名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職 業	
住 所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電 話 番 号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>第 4 の 3(2) 是正措置の通知に関する措置</p> <p>書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報を行った者に対し、速やかに通知する。</p> <p>・意見の内容</p> <p>当該項目の末尾に、「ただし、匿名の通報により当該公益通報を行った者が明らかでない場合はこの限りでない」と追記していただきたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>通報者が明らかでなければ、通知することができないため。</p>	

氏 名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職 業	
住 所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電 話 番 号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p>	
<p>民間 G L</p> <p>Ⅱ. 内部通報制度の整備・運用</p> <p>1. 内部通報制度の整備</p> <p>（1）通報対応の仕組みの整備</p> <p>（仕組みの整備）</p> <p>○ 通報の受付から調査・是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を取り扱う仕組みを整備するとともに、これを適切に運用することが必要である。</p> <p>また、経営幹部の役割を内部規程等において明文化することが適当である。</p>	
<p>・意見の内容</p> <p>当該記載について「指針の解説」に盛り込む場合には、「経営幹部を責任者とし、」の記載について、「責任者を設定し、」に変更していただきたい。</p> <p>これに伴い、「経営幹部の役割を」の記載について、「当該責任者の役割を」に変更していただきたい。</p>	
<p>・意見の理由</p> <p>本制度における「組織の長その他幹部からの独立性の確保」「公益通報対応業務における利益相反の排除」等の要素を満たす部署等の長を責任者とすれば、必ずしも経営幹部の関与が必須ではないものとするため。</p>	

氏 名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職 業	
住 所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電 話 番 号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p>	
<p>民間 G L</p> <p>Ⅲ. 通報者等の保護</p> <p>1. 通報に係る秘密保持の徹底</p> <p>（3）通報の受付における秘密保持 （個人情報の保護）</p> <p>○ 通報の受付方法としては、電話、FAX、電子メール、ウェブサイト等、様々な手段が考えられるが、通報を受け付ける際には、専用回線を設ける、勤務時間外に個室や事業所外で面談する等の措置を適切に講じ、通報者の秘密を守ることが必要である。</p> <p>・意見の内容</p> <p>新たな指針及び指針の解説においては、事業所外で面談する場合には、通報者や通報内容が外部に漏れることのないよう特段の措置を講じることが必要である旨、付け加えていただきたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>本項目に記載されている他の手段と比較して、「事業所外で面談する」場合は、部外者への情報漏えいの懸念が高いと考えられるため。</p>	

氏 名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職 業	
住 所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電 話 番 号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p>	
<p>民間 G L</p> <p>Ⅲ. 通報者等の保護</p> <p>1. 通報に係る秘密保持の徹底</p> <p>（4）調査実施における秘密保持</p> <p>○ 通報者等が特定されることを困難にするため、調査の端緒が通報であることを関係者に認識させないよう、例えば、以下のような工夫を講じることが必要である。</p> <p>（以下略）</p> <p>・意見の内容</p> <p>新たな指針及び指針の解説では、上記項目を削除いただきたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>新たな指針案及び指針の解説案では、通報者の秘密保持について範囲外共有の防止措置が既に定められており、民間 G L 記載の措置を必須とする必要はないと考えるため。</p>	

氏名	公益社団法人消費者関連専門家会議
職業	
住所	東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5 階
電話番号	03-3353-4999
電子メールアドレス	acap@acap.jp
御意見	
<p>※600 字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。</p> <p>・意見の対象（どの箇所についての御意見か、御意見の対象が分かるように記入してください。）</p> <p>指針の解説全体に関する意見</p> <p>・意見の内容</p> <p>できるだけ具体例などを示して、わかりやすい解説をお願いしたい。</p> <p>・意見の理由</p> <p>法律や指針ではわかりにくい部分もあるため、施行前にわかりやすい解説を示し、事業者の理解促進を図っていただきたい。</p>	